

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の変更認可……………一
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 都営住宅の廃止……………二
- ………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………二
- ………(同)……………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………五
- ………(同)……………五
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………六
- ………(同)……………六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………七
- ………(同)……………七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………七
- ………(同)……………七
- 建築基準法による道路の指定の変更(二件)……………七
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課・建築指導第三課)……………七
- 家畜伝染病の発生……………八
- ………(産業労働局農林水産部食料安全課)……………八
- 都道の区域変更……………八
- ………(建設局道路管理部路政課)……………八
- 東京都選挙執行規程の一部改正……………一〇

正誤

告示

○平成二十九年六月三十日付東京都告示第千八百六十六号…一〇

●東京都告示第千三百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第千三百五十七号町田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画下水道事業町田市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十九年十二月十六日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分

昭和三十九年建設省告示第千三百五十七号、昭和四十六年東京都告示第千二百四十九号、昭和五十二年東京都告示第千九百四十四号、昭和五十三年東京都告示第千八百一十号、昭和五十六年東京都告示第千二百四十七号、昭和五十七年東京都告示第千二百八十六号、昭和五十九年東京都告示第千五百七十五号、昭和六十年東京都告示第千四百六十六号、昭和六十三年東京都告示第千五百五十六号、平成元年東京都告示

第千二百六十四号、平成二年東京都告示第千八百五十八号、平成二年東京都告示第千九百九十号、平成四年東京都告示第千五百五十七号、平成六年東京都告示第千二百九十一号、平成十一年東京都告示第千二百五十一号、平成十三年東京都告示第千四百八十八号、平成十四年東京都告示第千四百三十四号、平成十五年東京都告示第千五百九十五号、平成十六年東京都告示第千二百七十三号、平成十七年東京都告示第千二百八十号、平成十八年東京都告示第千四百三十号、平成二十年東京都告示第千三百二十号、平成二十三年東京都告示第千六百六十四号、平成二十六年東京都告示第千六百九十一号及び平成二十七年東京都告示第千六百九十三号の事業地に、町田市小山町字二十二号、字二十三号、字三十四号、字三十八号、相原町字滝ノ谷、字大谷戸、字土ヶ谷、小野路町字沼城、字新屋敷、字大犬久保、字小谷、字下堤、字長谷、字中村、字清田谷、字荻久保、上小山田町字十二号、字十七号、字十八号、真光寺町字一号、字二号、字三号、字四号、字十二号、字十三号、字十四号、字十一号、野津田町字並木及び三輪町字十三号各地内の事業地を変更し、相模原市中央区宮下本町三丁目、緑区東橋本三丁目及び東橋本四丁目各地内の事業地を削除する。

●東京都告示第千三百四十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合

の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

茗荷谷駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十七年十一月二十五日から平成二十九年九月三十日

日まで

三 施行地区

文京区大塚一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

文京区大塚一丁目四番十五ー一七〇九号

平成十七年十一月二十五日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

構造及び規模

中野区弥生町三丁目三十五番 中層耐火 四二・三平方メートル

戸数

二二戸

名称 弥生町三丁目アパート (10号棟)

位置

●東京都告示第千三百五十一号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三

条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の

ように変更し、平成二十九年九月一日から実施するので、

同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

平成二十九年八月三十一日

●東京都告示第千三百五十号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート (3号棟)		港区港南4-5	37.3	1	35,100	71,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (7号棟)		新宿区戸山2-7	38.8	1	32,400	60,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (9号棟)		新宿区戸山2-9	38.3	1	32,200	61,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (14号棟)		新宿区戸山2-14	38.3	1	32,200	61,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (15号棟)		新宿区戸山2-15	38.3	1	32,200	61,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (31号棟)		新宿区戸山2-31	38.3	1	32,200	61,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (20号棟)		新宿区戸山2-20	38.3	1	32,300	61,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (30号棟)		新宿区戸山2-30	40.1	1	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (10号棟)		新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (10号棟)		新宿区戸山2-10	40.1	1	34,200	74,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (33号棟)		新宿区戸山2-33	40.1	4	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (33号棟)		新宿区戸山2-33	40.1	1	34,200	74,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (35号棟)		新宿区戸山2-35	40.1	1	34,400	68,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (32号棟)		新宿区戸山2-32	38.3	1	32,300	61,500
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	3	29,500	45,800
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート (1号棟)		新宿区戸山3-18	37.3	1	33,500	62,000
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート (10号棟)		台東区下谷1-2	35.4	1	28,500	38,400
一般都営	中層耐火	第2寺島アパート (1号棟)		墨田区堤通1-18	34.3	1	22,300	40,800
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)		墨田区八広5-10	55.9	1	40,400	73,100
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (7号棟)		江東区亀戸7-55	36.7	1	29,100	38,300
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (11号棟)		江東区亀戸7-57	36.2	1	29,000	39,800
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)		江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	46,600
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート (2号棟)		江東区東砂1-5	42.3	1	34,500	48,500
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート (15号棟)		江東区南砂5-24	37.9	1	30,000	48,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (7号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (11号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (14号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)		江東区東砂2-13	34.4	2	27,300	44,300
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)		江東区東陽3-22	37.9	1	31,000	37,000
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)		江東区東陽3-22	34.4	1	28,200	34,500
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)		江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,400
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)		江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	44,600
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート (7号棟)		江東区南砂1-1	42.2	2	34,100	47,700

種類	構造	名称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート (4号棟)		江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	81,200
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート (4号棟)		江東区塩浜1-3	51.2	1	44,200	75,100
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート (9号棟)		江東区森下3-13	54.0	1	45,600	74,100
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート (12号棟)		品川区東品川1-2	34.3	4	29,000	41,300
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (6号棟)		品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	43,200
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第3アパート (6号棟)		大田区大森西3-11	36.4	1	29,500	52,200
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目第4アパート (12号棟)		大田区本羽田2-8	39.0	1	31,700	45,900
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート (14号棟)		大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,700	65,700
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)		大田区大森東1-36	59.6	2	50,100	81,600
一般都営	中層耐火	上用賀六丁目アパート (1号棟)		世田谷区上用賀6-30	55.9	1	46,900	89,100
一般都営	中層耐火	用賀一丁目アパート (18号棟)		世田谷区用賀1-17	59.6	1	51,300	113,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (4号棟)		世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,600	67,200
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)		渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	71,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (1-1号棟)		渋谷区広尾5-7	37.9	3	35,900	79,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	76,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-3号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	76,500
一般都営	中層耐火	笹塚三丁目アパート (2号棟)		渋谷区笹塚3-4	39.0	1	33,200	75,600
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート (1号棟)		中野区丸山2-24	40.2	1	29,400	53,300
一般都営	高層耐火	久我山一丁目アパート (20号棟)		杉並区久我山1-3	40.7	1	29,900	57,300
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート (1号棟)		杉並区井草3-5	39.0	1	29,900	53,100
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)		杉並区堀の内3-49	37.9	2	28,100	42,800
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (3号棟)		杉並区高井戸東1-14	39.0	1	28,800	62,900
一般都営	中層耐火	方南一丁目アパート (2号棟)		杉並区方南1-38	41.9	1	31,800	56,500
一般都営	高層耐火	赤羽西六丁目アパート (3号棟)		北区赤羽西6-3	43.9	1	34,800	46,400
一般都営	中層耐火	上十条アパート (5号棟)		北区上十条1-7	34.8	1	26,200	43,900
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)		北区王子3-23	40.7	2	32,200	54,200
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (2号棟)		北区滝野川3-64	36.7	1	28,100	43,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (7号棟)		北区滝野川3-68	39.0	1	30,500	48,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (9号棟)		北区滝野川3-67	36.4	1	28,500	47,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (13号棟)		北区滝野川3-71	42.2	1	33,500	61,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (15号棟)		北区滝野川3-75	37.3	1	29,600	54,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (1号棟)		北区滝野川3-79	36.1	1	28,200	42,700
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (8号棟)		北区赤羽西5-4	39.0	1	30,100	46,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	常盤台四丁目アパート(12号棟)	板橋区常盤台4-7	55.9	1	43,500	84,100
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート(4号棟)	板橋区前野町5-18	59.6	1	46,300	85,000
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下1-14	42.3	1	31,900	49,700
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(6号棟)	板橋区前野町2-26	55.9	1	43,000	76,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町4-14	48.1	1	37,500	70,000
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート(2号棟)	練馬区春日町3-3	55.9	1	43,800	84,300
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(18号棟)	練馬区北町6-18	48.1	1	37,800	74,300
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	58,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(26号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(28号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(34号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	27,000	52,300
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,400	93,700
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(4号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,800	75,000
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,700	74,600
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(1号棟)	足立区保木間1-25	41.6	1	29,500	41,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(10号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(17号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,500
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(16号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	22,900	37,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,200
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(2号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,400	37,800
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(13号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,700	39,900
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(5号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	1	22,700	35,300
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(8号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,200
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,200	38,900
一般都営	中層耐火	千住元町アパート(1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	23,200	26,100
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,300	31,100
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(3号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	2	25,700	40,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(14号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	26,800	43,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,700	40,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(6号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,600
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(1号棟)	足立区舎人6-11	51.0	1	36,500	56,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,700	41,100
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	1	30,700	41,100
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(5号棟)	足立区東和4-17	48.1	1	35,400	60,100
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,000	65,400
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(5号棟)	葛飾区青戸3-3	42.3	2	31,200	55,700
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(1号棟)	葛飾区奥戸1-12	59.6	1	45,300	79,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-3	55.9	1	41,800	72,000
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第6アパート(2号棟)	葛飾区西亀有2-52	55.9	1	42,700	83,600
一般都営	中層耐火	奥戸二丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸2-43	36.7	1	25,500	42,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	63,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,800
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(2号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,500	34,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,500	43,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,400
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート(3号棟)	江戸川区平井7-23	36.4	1	26,900	43,000
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	2	40,500	67,200
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(5号棟)	八王子市大谷町45-5	36.4	1	17,800	34,400
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(6号棟)	八王子市大谷町45-6	36.4	1	17,800	34,400
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート(1号棟)	武蔵野市関前4-12	55.9	1	41,800	79,300
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(5号棟)	三鷹市上連雀9-35	55.9	1	41,200	78,200
一般都営	中層耐火	府中新町三丁目アパート(10号棟)	府中市新町3-1	63.2	1	42,800	88,900
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(4号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,700	87,800
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(3号棟)	府中市天神町2-10	62.1	1	40,000	90,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,000	77,100
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(1号棟)	調布市若葉町2-4	58.1	1	36,700	90,400
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(3号棟)	調布市深大寺町8-24	62.1	1	38,100	91,400
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(3号棟)	調布市柴崎1-7	51.0	1	31,700	78,700
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(2号棟)	調布市染地3-3	48.1	1	28,100	63,400
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(1号棟)	町田市金森2-23	55.9	1	34,300	70,700
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(3号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	37,300
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(4号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	37,300
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-9	55.9	1	30,500	56,900
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	59,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,900	59,500
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート (37号棟)	小金井市緑町3-11	59.6	1	36,300	77,200
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート (1号棟)	小金井市中町2-1	61.3	1	39,200	94,200
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート (1号棟)	東村山市秋津町1-28	51.1	1	30,200	60,800
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート (2号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,000	76,300
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート (5号棟)	西東京市向台町4-10	51.0	1	29,400	65,800
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (13号棟)	西東京市田無町7-6	42.3	1	23,800	52,000
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート (3号棟)	西東京市柳沢2-15	55.9	1	34,700	76,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (15号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (28号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート (30号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート (38号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (10号棟)	清瀬市竹丘1-15	36.4	1	17,900	37,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-4号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (5-1-1号棟)	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,600	54,000

●東京都告示第千三百五十二号
 東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第
 三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づ
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

神谷二丁目アパート
(2号棟)

北区神谷二丁目五十番

高層耐火

三四・六平方メートル

三三戸

三一、九〇〇円

六四、一〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三七、三〇〇円

七四、八〇〇円

同右

同右

同右

四七・四平方メートル

八戸

四三、七〇〇円

八七、七〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

同右

四四、一〇〇円

八八、七〇〇円

同右

同右

同右

五七・一平方メートル

同右

五二、七〇〇円

一〇五、七〇〇円

●東京都告示第千三百五十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を、同条例第三條第二項及び第七十一
条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定
に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平
成二十九年九月一日から実施するので、同条例第三條第三
項の規定により告示する。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	押上二丁目アパート (1号棟)	墨田区押上2-1	48.1	1	36,000
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,700
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (14号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (2号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,500
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (7号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (10号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (9号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート (25号棟)	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,100
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート (4号棟)	昭島市玉川町1-10	48.1	1	26,500
改良	中層耐火	国立北三丁目アパート (6号棟)	国立市北3-25	39.0	1	22,200
再開発	高層耐火	小松川アパート (2号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千三百五十四号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位置 区画数
六月二丁目第2アパート 足立区六月二丁目二 二二区画
ト駐車場 十四番ほか

●東京都告示第千三百五十五号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十九年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位置 区画数
小金井東町二丁目アパート 小金井市東町二丁目 四五区画
ト駐車場 四番ほか

●東京都告示第千三百五十六号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条 平成二十九年八月十日 武蔵村山市榎三丁目六十番一、同番四から同番六まで、六十一番一、六十二番十四、六十三番五、同番七、七十九番十、八十五番一及び同番二の各一部並びに六十番一地先

延長 一〇・四五 幅員 二・九一 〽三・九〇

●東京都告示第千三百五十七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第二項の規定による道路	平成二十九年七月十九日	あきる野市小川字花川八十六番三、八十七番四、同番五、同番十四、同番十八、同番十九、同番二十、同番二十三、同番二十四、八十八番三、九十八番二、同番三、九十九番二及び百一番四の各一部	延長 三五・三五 幅員 四・〇〇
-------------------	-------------	---	---------------------------

●東京都告示第千三百五十八号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年八月三十一日
東京都知事 小池 百合子

- 一 家畜伝染病の種類
 - 腐蛆病
 - 蜜蜂
- 二 家畜の種類
- 三 発生群数
 - 一群
- 四 発生場所

調布市
五 発生年月日
平成二十九年八月十五日

●東京都告示第千三百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月三十一日
東京都知事 小池 百合子

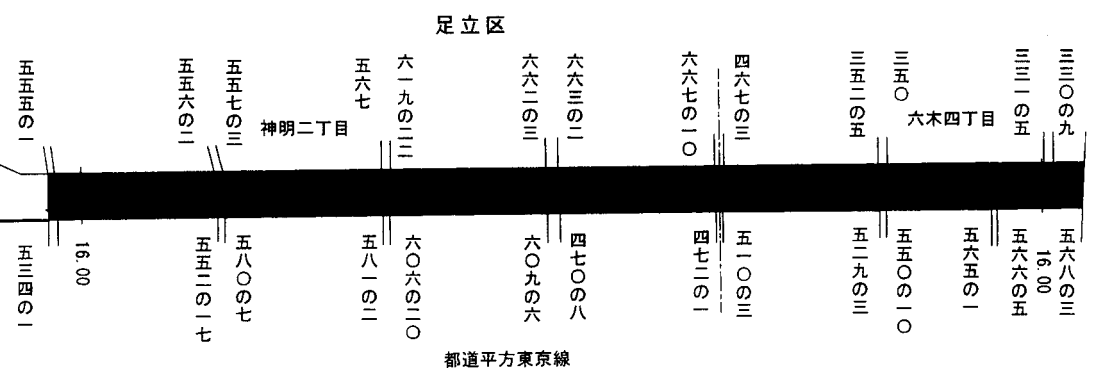
- 一 路線名 平方東京
- 二 変更の区間 足立区神明二丁目五百五十五番一地先から同区六木四丁目五百六十八番三地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道平方東京線区域変更略図

足立区神明二丁目～六木四丁目

都道
 特別区道
 編入区域
 延長 七一五・八二メートル
 面積 一一四三八・九〇平方メートル



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十五号

東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月三十一日

東京都選挙管理委員会

第七十二条第三項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

別記第二号様式備考二中「登録月の1日」や「今回定時登録の基準日」は、「登録月の2日（登録日変更の場合はその日）」や「登録日」に改め、同様式備考三中「登録日の変更が行われた場合」や「定時登録において基準日以外の日に登録が行われたとき」に改める。

別記第五号様式中

前回縦覧開始日（年月日）における名簿登録者総数	(A)
前回縦覧開始日以降の登録者数（年月日）	(B)
前回縦覧開始日以降の抹消者数（年月日）	(C)
今回縦覧開始日（年月日）における名簿登録者総数	(D) = (A) + (B) - (C)

を

年	月	日	に	お	け	る
簿	登	録	者	お	け	る
		(A)				数
年	月	日	～	年	月	
日	の	日	録	者	数	
		(B)				
年	月	日	～	年	月	
日	の	日	抹	消	者	数
		(C)				
年	月	日	に	お	け	る
簿	登	録	者	お	け	る
	(D) = (A) + (B) - (C)					数

に

改める。

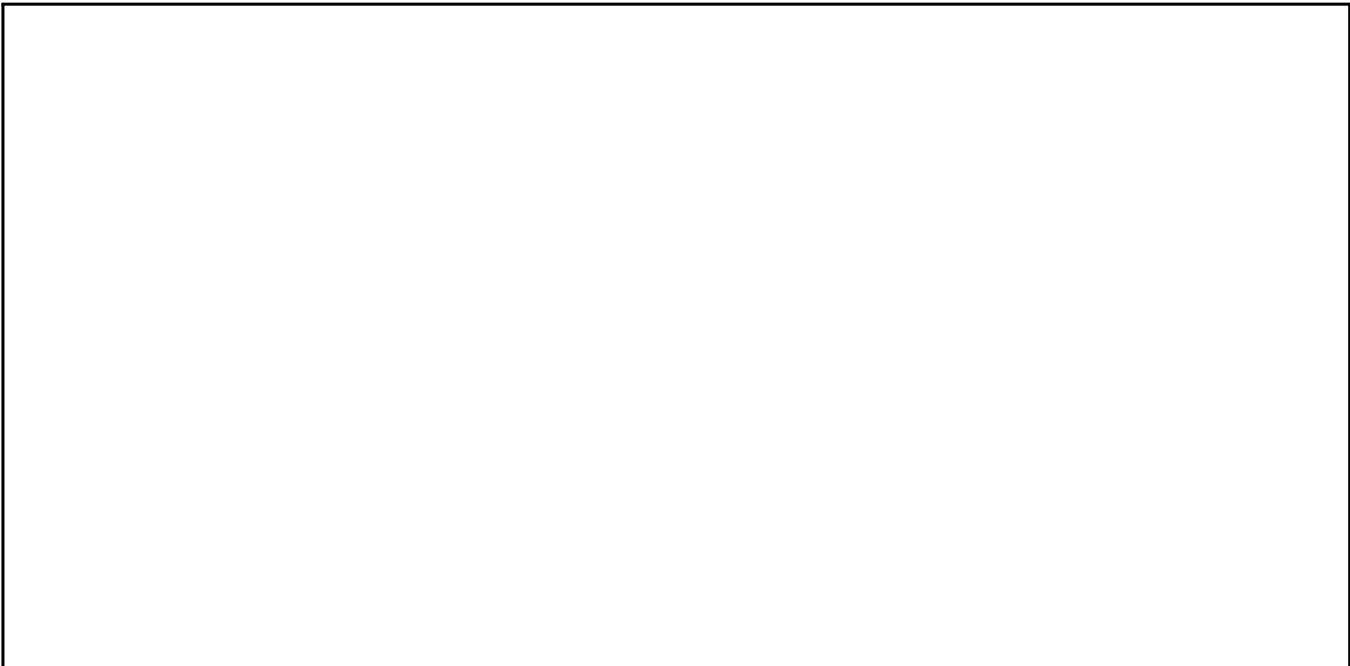
正誤

○平成二十九年六月三十日付東京都告示第千八百八十六号十九ページ上段中「(一)の欄から」を「(一)の欄から」に、同ページ下段中「設置された」を「設置された」に訂正する。

二十一ページ下段の次に次の表を加える。

七八	七七	七六	七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一
カルパルプ製造工程に係るもの 造工程又はサーモメカニ イナードパルプ製造工程、リフア ドパルプ製造工程、洋紙製造業 又は板紙製造業、洋紙製造業 パルプ製造業、洋紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサルファイト パルプ製造工程に係るもの 又は板紙製造業、洋紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で溶解パ ルプ製造工程に係るもの 又は板紙製造業、洋紙製造業	木材薬品処理業	合板製造業(集成材製造業 を含む。)又はパーティク ルボード製造業	一般製材業又は木材チッ プ製造業	繊維工業(整理番号五五の 項から前項までに掲げる ものを除く。)	繊維工業で繊維製衛生材 料製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織 物及び防水した織物製造 工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造 工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工 程に係るもの	繊維工業で繊維雑品染色 整理工程(染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。) に係るもの	繊維工業でニット・レー ス染色整理工程(染色整理工 程付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染 色整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの
一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

二十四ページ下段中「整理番号()を「(整理番号)」に訂正する。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001